フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり40ｇ以下の量又は１日量として体重１kg当たり２mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前５日間
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの）	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前14日間
	うなぎ目魚類	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前７日間
フロルフェニコールを有効成分とする飲水添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり２mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
	豚	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
ペルメトリンを有効成分とする耳標剤	牛	左右の耳介に各1.5ｇ以下の量を装着すること。	—
ベンジルペニシリンカリウムを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり5,000単位以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
ベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛	１日量として体重１kg当たり15,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
	馬	１日量として体重１kg当たり5,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚	１日量として体重１kg当たり50,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飼料添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	体重１kg当たり40mg（力価）以下の量を１日２回飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飲水添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	体重１kg当たり40mg（力価）以下の量を１日２回飲水に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前５日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
ポリスチレンスルホン酸オレアンドマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり25mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
マホプラジンを有効成分とする注射剤	豚	１日量として体重１kg当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前１日間
マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり２mg以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前４日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
	豚	１日量として体重１kg当たり２mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前４日間
ミロキサシンを有効成分とする飼料添加剤	うなぎ目魚類（うなぎにあっては、体重100ｇ以下のもの及び食用に供するために水揚げする前20日間は飼育水の交換率が１日平均40%以上の条件におかれる体重100ｇを超えるもの）	１日量として体重１kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前20日間
ミロサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり４mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり100ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	蜜蜂	７日量として蜜蜂の育児箱１箱当たり75mg（力価）以下の量を飼料に混じて250ｇとしたものを経口投与すること。	食用に供する蜂蜜及びその他の生産物を生産する前14日間